

令和2年度 東京都税制調査会第4回小委員会

令和2年10月23日（金）10：00～12：13

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22（オンライン開催）

【工藤税制調査課長】 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今日の小委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、オンライン開催とさせていただきます。御協力いただきまして、ありがとうございます。

本日の資料でございますが、さきにお送りいたしました暫定版から実は若干修正した確定版というものを昨日の夕方、メールでお送りさせていただきます。確定版の送付が直前になりましたこと、誠に申し訳ございませんでした。ただ、内容に大きな変更はございませんが、そちらを確認していただきながら本日の審議をいただければと存じます。よろしく願いいたします。

必要がございましたら、事務局から改めて確定版をメール送付させていただきますので、もし届いていないということがございましたら、おっしゃっていただければと存じます。

それでは、この後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いしたいと思います。小委員長、お願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。ただいまから令和2年度東京都税制調査会第4回小委員会を開催させていただきます。

本日は、令和2年度東京都税制調査会答申の案文について御審議をいただきます。

先日の第3回小委員会でもいただきました御意見を踏まえて、答申の案文を修正いたしました。本日は修正箇所を中心に御審議いただきたいと思います。

前回同様に全体を三つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めさせていただきます。それでは、初めに、事務局から、第I章「コロナ危機下の経済社会」について御説明をお願いいたします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、事務局から説明をさせていただきます。

前回の小委員会で答申素案について委員の皆様から御意見、御指摘、御審議をいただきまして修正した部分を中心に説明してまいります。修正箇所は赤字でお示しした部分になりますが、修正の基となった意見、御指摘あるいはその修正前の表記等につきましては、この後の説明の中で適宜補足をさせていただくということで進めてまいりたいと思います。また、前回の答申素案で間に合わなかった脚注ですとか最後に答申本文の後ろにつけている答申の参考資料、こちらを追加をしてございます。

それでは、早速、内容に入ってまいりたいと思いますが、まずは答申素案、最初のページの目次を御覧ください。Iの2のタイトルになりますが、赤くなっていると思いますけれども、加速する社会全体のデジタルシフトとしておりましたところを「加速する社会変化」に修正をしております。これはIの2の(2)の「変容するライフスタイルと都市」の内容を的確に捉えたタイトルにするという観点からの修正になります。

次に、同じく目次のIIの1のタイトルをコロナ対策における税制措置から「新型コロナウイルス感染症対策における税制措置」へ修正をしております。これは新型コロナウイルス感染症を略してコロナという言葉の単体での使用を見直すことにしたということによる修正でございます。なお、以下の本文中においてもコロナ単体で使用していた箇所は全て「新型コロナウイルス感染症」に修正してございます。ただし、

コロナ危機あるいはコロナ「カ」、ここで言うコロナ「カ」には「禍」と「下」の両方がありますけれども、そういった言葉とポストコロナ等の用語につきましては省庁を含めて一般的に使用されているということもございまして、これはそのままにさせていただいております。これに伴いまして、前回お付けしておりました新型コロナウイルス感染症に係る用語についてという1枚紙の資料は削除させていただくことになりました。

次に、目次のⅡの1の(2)のタイトルを生活と事業継続を支える税制措置から、記載内容をよりの確に反映した「生活と事業活動を支える税制措置」に修正しております。

Ⅱの2の(1)のタイトルも先ほど御説明したとおり、コロナを「新型コロナウイルス感染症」に修正をしております。

続きまして、本文の1ページをお開きください。1ページから4ページにかけてはコロナの表記の修正など表記や表現の形式的な修正が続きますけれども、4ページの下から6行目から始まる、またIMFではから始まる文章については、以前は第二次世界大戦直後のいわゆる先進国のGDPに対する債務残高比率と2020年のそれを比較する記載となっておりまして、委員の御指摘を踏まえまして、同比率の対前年比などの数字を紹介する内容とさせていただきます。

次に、5ページを御覧ください。一番下に新しいポツとして「さらに、我が国は」から始まる記載を加えてございます。ここはコロナ禍だけではなくて従来からの都市の高齢化のニュアンスも状況認識として含めるという観点からの追記となっております。

次に、6ページの「(1) 行政のデジタル化」を御覧ください。最初のポツの冒頭の文章は、以前はコロナ下で行政分野のデジタル化の遅れが露呈したとしておりましたけれども、前回の委員の御指摘を踏まえまして、コロナ下であらわになった問題の認識をよりの確に表現する観点から、最初のポツで「コロナ下の緊急経済対策として実施された各種の給付金や助成金については、迅速な支給が求められる中、申請から支給に至る各段階で様々なトラブルが発生した」とした上で、二つ目のポツを新たに設けました。

ここでは「感染症や自然災害のような緊急事態発生時における特例措置としての給付等にも対応可能な仕組みが、行政手続と行政内部の行政プロセスの両面において、システムの標準化や情報の共有化、そしてそれらを可能にする形のデジタル化を通じてこれまで十分に構築されてこなかったことがコロナ禍で露呈したとも考えられる」と修文をしております。

また、前後して恐縮ですが、コロナ下における国と地方の両方のデジタル化の状況を表す観点から、同じページの最初のポツの「持続化給付金」というところの次に「協力金」の記載も加えてございます。

次に、7ページを御覧ください。追加した1行目からの文章の中の行政のデジタル化に関する直近の国の動きも背景として描きつつ、委員の御指摘を踏まえましてデジタル化のリスクへの配慮に関する記載も加えてございます。

続く7ページの最初のポツになりますが、「なお、行政の」から始まる文章です。ここでは、委員の御指摘を踏まえまして行政のデジタル化の中で、特に本答申の中で扱う範囲や意図について明確にする趣旨で今回新たに加えたところということになります。

また、続く二つ目のポツの最後に、標準化やデジタル化の際に地方分権の観点から留意すべきこととして、「ただし」から始まる文章も追加しております。

次に、8ページをお開きください。二つ目のポツの最後から2行目にあったデリバリーサービス、こちらの言葉を削除しまして、その前後の表現を調整しております。

次に、8ページから9ページにまたがる部分になりますが、以前のこの箇所は文章の接続がうまくいっておりませんでしたので、「確かに、こうした」から始まる8ページ最後のポツでは「職住近接」等に係

る認識をより明確にし、その前の文章とつながる形に修文をしてございます。

次に、9ページの真ん中、二つ目のポツを御覧ください。ここでは、委員の御指摘を踏まえまして、いわゆるクリエイティブ職の集積など東京のような大都市の特性を踏まえた形で都市の変容の姿を描くという観点から追加した記述になってございます。

続くポツの最後、10ページの最後ですけれども、以前は、今後は「Society 5.0」に向けたこうした都市のあり方や人々のライフスタイルの変化を十分に踏まえた税制の検討が求められていくとしておりましたがと、委員の御指摘を踏まえまして例示を加える観点から「新しい都市基盤の整備やテレワークの普及の促進など」という記載を追加してございます。

以上が「I コロナ危機下の経済社会」の修正点の説明になりますが、続きまして、本日欠席の金井委員から事前に意見書が提出されてございますので、ここでIの現状認識パートに係る金井委員の意見について御紹介をさせていただきたいと思っております。

本日、この会議の開始直前に、つい先ほどになりますが、意見書をメールで送付させていただいております。もし、お手元にメールが届いてない等、メールの再送付が必要な場合はすぐ事務局から改めてお送りしますのでチャットもしくは挙手などでおっしゃっていただければと思います。

それでは、少し長くなりますが、本日欠席の委員からの意見書ということで読み上げさせていただきたいと思っております。Iの2の(1)の「行政のデジタル化」に関する御意見でございます。7ページに関して二つの加筆の提案になります。

まず一つ目でございます。以下、金井先生の意見書の読み上げになります。

7ページ、一つ目のポツの上に、以下を加筆してはどうか。

デジタルシフトでも重要なことは、過渡期を円滑に移行させる「トランジション・マネジメント」である。デジタル化された行政という状態は好ましいとしても、現状のデジタル化されていない状態から、瞬時に全面転換することはできない。デジタル化への不安感や、慣れ親しんだ手続からの変更への不便さ・不慣れさ、さらには、デジタル格差を前提にすれば、デジタルに対応しない住民の利益を大きく損なうものであってはならない。それゆえ、トランジションの過渡期においては、デジタル化された手続とデジタル化されていない手続が併存せざるを得ず、行政としてはかえって二重の手間にならざるを得ない面もある。また、デジタル化されない手続でも可能であることは、デジタル化への移行のメリットや必要性を住民が感じにくいことでもある。かといって、デジタル化への移行を事実上強要するように作用する場合には、デジタル格差による不利益が大きく生じかねない。このように、デジタル化への「トランジション・マネジメント」を、的確に進めることが大きな課題である。

以上が7ページの一つ目の御意見になります。

次に、7ページの一つ目の御意見も読み上げさせていただきます。以下、先生の意見書からの読み上げになります。

7ページ、二つ目のポツの下に、以下を加筆してはどうか。

デジタル化は、行政にとっての手段として、今後も進み、また、進めなければならないものだが、過大な幻想を抱くことも現実的ではない。デジタル化は大量反復作業として軌道に乗れば大きな威力を発揮する。しかし、新しいシステムの導入時には、行政としては、様々なシステムの不具合などの調整を行う必要があり、安定的な運用までは必然的に時間がかかる。また、利用者である住民は、新しいシステムに慣れるまで、様々な面倒や困難に直面する。利用者への入力ミスや漏れを許容するシステムは、行政による補正チェックの手間を必要とし、利用者にも正しく入力を求めると、實際上、利用者はシステムでの作業を進めることはできない。さらに、政治家や国の官僚や国民のデジタル化によって迅速にできるに違いないと

いう過大な期待が、中途半端なシステムの導入を拙速に進め、自治体現場での混乱と遅延を招くこともある。例えば、給付付き税額控除のような仕組みを以前から導入し、かつ、それが以前からデジタル化されていれば、その仕組みに上乘せる形での緊急時の現金給付のデジタル化は容易である。しかし、日常から給付付き税額控除のような仕組みがないところでは、デジタル化だけが進んでも、緊急時の現金給付のデジタル化が円滑に進むことはないのである。

以上が7ページの二つ目の御意見になります。

次に、Iの2の(2)の「変容するライフスタイルと都市」「(都市の変容)」というところに関する御意見になります。9ページに関する加筆の提案ということになりますけれども、こちらも読み上げさせていただきます。以下、金井先生の意見書からの読み上げです。

9ページの二つ目のポツの上に、以下を加筆してはどうか。

ライフスタイルのデジタル化と、その反面での「リアルな場」での価値の再認識の他に、必ずしも、これまで経済的な付加価値の創出面では十分に勝負されておらず、オンライン化もされず、しかしながら、対面接触を不可避とする「エッセンシャル・ワーカー」の社会的な意義が大きいことが再認識された。大都市の経済生活は、華やかな仕事だけではなく、むしろ、しばしば非正規・低賃金の労働によって担われてきたことは忘れられがちであった。コロナ禍では、こうした見えにくい「エッセンシャル・ワーカー」への価値が、改めて認識されることになったのは、大きな意義があった。この認識は、「新しい日常」への回復の中で、喉元過ぎれば熱さ忘れるかのごとくに、なってはならない。

以上が9ページに関する御意見になります。

次に御紹介するのは、Iの現状認識パートに関しての最後の御意見になります。10ページの最後の文章への加筆の御提案ということになります。読み上げさせていただきます。

10ページ、5行目に以下の文言を加筆してはどうか。

テレワーク普及の促進、「オンライン化し得ないエッセンシャル・ワーカーへの支援、非正規・低賃金労働や不安定個人事業主などの失業・雇止め・受注喪失などへのセーフティネットの整備など、」税制面からも積極的な検討が求められる。

以上が意見書からの読み上げになります。私からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、以上の事務局の説明に対して、コメント、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

では、佐藤委員、よろしくお願いします。佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。

まず、金井委員からのコメントに対するコメントになってしまうかもしれませんが、気持ちは分かるのですがという枕言葉の下に、これまでもずっとデジタル化を進めるたびに、そのデジタルディバイドに対する配慮はどうするのだとか移行コストはどうするのだという議論をして結局何もしてこなかったという経緯があるのです。これはコロナ前です。なので、今回はもう政府もスピード感を持ってと言っているのです、まずはデジタル化をデフォルトとするということがあっていいと思うのです。ついてこられないとしようがないという議論もあるかもしれませんが、そこは賢い利用者をつくっていくという視点があっていいと思います。なので、そこはちゃんと使えない人には使い方を教えてあげるぐらいの、配慮はそういうことです。デジタル化をしないことで配慮するのではなくて、デジタルの使い方を教えることによって配慮するという方向であってしかるべきだと思いますし、移行コストはありますけれども、しよがないですね。東京都的には、そこのお金は国費でお願いしますというぐらいでいいのではないかと

思いました。

あとコメント、古い方にコメントしてしまっているのですが合っているかどうか分からないのですが、最初に7ページになるのですが、デジタル庁創設云々かんぬんで、やはりセキュリティー対策やプライバシー保護の徹底などと、これも大事なのですが、ただ、もう一つ、デジタル化を進めていく上に当たって情報セキュリティーとの関係で、例の2,000本の条例の乱立問題がありますので、実は情報セキュリティー対策云々というそれぞれの自治体が独自に取り組むことによって、逆に情報の共有、デジタルの共有、データの共有とかそういったことが進んでこなかったという経緯もあるので、一方では、もちろん、配慮も必要ですが、他方では今ある2,000本問題、個人情報保護関係のこれに対しても手を打たないといけない。これはもちろん、そういう方向で行っているのだと思いますけれども、そこは強調してもいいのかなと思いました。

それから、もう一つ、ここは議論が分かれるのは分かるのですが、自治体のデジタル化に関して業務の内容について自主性と創意工夫と言いますが、政策については創意工夫があってしかるべきですが、業務は要するに例えば申請書の様式であるとか、その仕事を誰が見るのか。正規雇用の人が見るのか、非正規雇用の人が見るのかとか、要は手続なのです。手続から付加価値は生まれないので、はっきり言うと、業務については標準化があってしかるべきで、本来、自主性と創意工夫を打ち出すのは政策の中身であって、仕事の仕方はバックオフィスですから都民には何の関係もないわけなのですよ。

なので、業務と言われたら、それは標準化です。政策と言われたら、それは自主性と創意工夫ですというすみ分けがないと、相変わらずまたデジタル化と言いながらガラパゴス化、それぞれの自治体でガラパゴス化が進むという懸念はあるかなと思いますし、実際、納税、税制に関しては今、全国共通納税システムが始まっているのではないですか。だから、基調としては既に共通化、標準化の流れがあるのかなと思います。ここはいつもこういう議論になって結果的に何もしてこない、これも標準化が進んでこなかった理由にもなるので、対応には留意が必要かなと思いました。

取りあえず私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他の委員、いかがでしょうか。あるいは他の委員の御発言に対するコメントでも構いません。

高端委員、よろしく願います。

【高端委員】 ページの順番に沿って申し上げます。まず4ページの一番下のところ、今回修正が入ったところなのですが、ここは「突出する高さである。未だコロナ危機を脱したわけではない」となっていると思うのですが、これは流れるにどうなのでしょう。恐らくここの趣旨は、既にIMFの財政報告等によれば財政状況は結構大変なことになっています。しかも、これで終わったわけではないよということですね。そうすると、「しかも、いまだコロナ危機を脱したわけではない」とか、あるいは元のよう、「しかも、いまだコロナ危機を脱したわけではないため、さらなる財政措置の必要性が生じることも考えられる」という文章がいいのかなと思いました。

2番目です。5ページ目の下から6ページ目の上にかけて今回赤字で入っている部分です。少子高齢化あるいは人口減少社会、それは当然課題なのですが、その上で、高齢者人口が増えている、高齢化率が都でも今後どんどん上がっていくという風に、高齢者だけにフォーカスした書きぶりではないのか疑問に思いました。当然、都の課題として出生率が全国で一番低いという状況もあり、さらには全国一般にこれから生産年齢人口が減っていく中でどう生産性を保っていくかという点では、やはり教育といった部分も重要になってくるわけですから、少し高齢者だけにフォーカスした書きぶりは改めてもいいのかなと思いました。

その次に、先ほどのトランジションにおけるデジタルディバイドみたいな問題について、利用者の対応力を上げるという観点が必要だというのは全く佐藤委員のおっしゃるとおりだと思いますが、違う観点から言うと、デジタル化するかしないかにかかわらず、そういう行政手続を自ら行うことのできる能力が、問題になる局面は常にあるわけですね。例えば認知症を持っていたり、あるいは知的障害を持っている方の今回の一律の10万円の給付の申請とかは結構福祉の現場では相当苦勞されていたりします。そういう意味で言うと、デジタル化する、しないに限らず、そういう問題があるということも念頭に、金井委員の御意見を今後どう取り入れるのかというのは考えた方がいいのかなと思いました。

あと最後に、金井委員の御意見の中で、金井委員の意見書では2ページ目になり、答申案では9ページと10ページに加筆してはどうかという御提案のところですが、エッセンシャル・ワーカー、つまり、非対面、非接触が難しい労働というものがある。そこが非常にこういう感染症の下ではリスクにさらされるという観点は金井委員御指摘のとおり重要だと思いますので、何らか加えるべきではないかと思えます。

ただ、書きぶりとしては、金井委員の意見書の文章の中で、エッセンシャル・ワークが非正規・低賃金の労働によって担われてきたというのは一般的には事実だけでも、エッセンシャル・ワーカーがもちろん常に非正規・低賃金だというわけではないので、少し書きぶりは整理した上で加筆するほうが良いと思いました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

金井委員の意見書に対するコメントもいただけたら。こういう形で御意見に対するコメントもありませんたらよろしく願いいたします。

では、他の委員の皆様、いかがでございましょうか。それぞれの赤で書かれている修正点を含めて、前回の議論の中でそれぞれの委員が発言していただいた内容がきちっと反映されているか、もし反映されていないという点がございましたら。

【工藤委員】 よろしいですか。では、デジタル化の話、それから、金井委員のコメントもありましたので、それについて二点と一つ情報提供させていただきます。今日もあまりネットの環境がよくないのでビデオはオフでお願いいたします。失礼いたします。

一つは、まず全体を読んで若干気になってきたのが、恐らく行政のデジタル化といったときに何を想定しているのかがかなりぶれがあるのかなという気が実はこの新しいバージョンを読んで思ったところです。特に金井委員のコメントを読んでそういった感じを受けました。一応行政のICT化とかそういったことを長年研究している研究者から申し上げますと、通常、行政のデジタル化、特に地方自治体におけるデジタル化といった場合には大きく分けて2種類あって、これも金井委員の御指摘のとおりですが、内部事務の効率化のためのいわゆる内部マネジメントのデジタル化ということと、それとインターフェースで、つまり、市民が例えば申請をするであるとか市民と行政をつなぐ部分でのデジタル化というものの大きな分けて二つがあるだろうと考えられると思います。

ただ、そのときに想定されているデジタル化の内容が、恐らくこれは明確にこういうことを想定していますと言わないと各人が勝手に受け取る可能性があって、もしかすると、意見の相違というのはその辺りにもあるのかなという印象を受けました。

具体的には、特にデジタルディバイドの話が出ておまして、佐藤委員の御指摘もあつたとおりなのですが、デジタルディバイドが本当に問題になるほどの難しい手続がデジタル化されて、それが市民に、あしたからこうしろというようになるかということ実はそういうことは多分想定をもともとされていなくて、例えば変な話ですが、日本は券売機とか非常に諸外国に比べると複雑ですが誰でも使いこなしてい

るわけで、初めて見る外国の方から見るとすごいなということになるのですが、日本だと普通ですよ。そういう意味では、デジタル化と言ってもインターフェースのデジタル化は、むしろ市民に浸透しているような形を取りながらデジタル化していくということであって、必ずしも大きなデジタルディバイドの問題が起きるようなことをここでは想定していないのではないかという気がしています。

一方、前者、つまり、行政の内部手続のデジタル化というのは、これこそどんどん進めていかなければならない話であります。ここは都民との接点や市民生活全般との接点というよりは行政内部の話なので、デジタルディバイドの話はもともと出てこない領域となりますので、デジタル化はここで何を言いたいのかという定義は必要かなというのが一点目のコメントです。

二点目はコメントと情報提供なのですが、先ほど佐藤委員の御発言にもあったかと思うのですが、手続の創意工夫というのは、恐らくデジタル庁ができてきて例えば国がある程度主導して基本的な行政の内部事務のデジタル化が進むとそのパッケージを日本中で使うということも考えられているようです。具体的にはそんなところは、むしろ既存のものを使っていけばいいという話になるだろうと考えられます。そうすると、むしろそれ以外のところということは後者、つまり、インターフェースの話になるので、そのところをどうしたらいいのかという話なのではないかと思いました。

いずれにしても、このデジタル化という言葉はどこかで今回こういうことを想定して言っていますというのはあった方が逆にいろいろな点ですっきりするのかなと全体を読んで、また、特にコメントが集中しておりましたので思ったところでもあります。その他は非常にいろいろな意見を反映されてよく書かれていますと思いました。

それから、エッセンシャル・ワーカーのところは前回も議論になっていたことが明確に金井コメントで出てきているのかと思いますが、私もエッセンシャル・ワーカーがイコール非正規ではないので、その書きぶりは気をつけつつ書いた方がいいのかなというのと、片仮名が増えてきたなという印象を持ちましたので工夫をする必要があるかもしれないと思いました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

デジタルディバイドとの関連で何のデジタル化なのかということとをきちんと分けて、大きく二つに分けられるという御提言もいただきました。その辺りをひょっとすると最初に、実際にこれから進めるべきデジタル化というのには大きく例えば二つのカテゴリーがあるということと一旦きちんと定義をした上で、文脈によっては、ここでは何のデジタル化の話をしているのかということとを場合によっては書き分けた方がいいのかなと思いました。いずれにしても大変有益な御示唆をいただきました。ありがとうございます。

では、土居委員、よろしくお願いたします。

【土居委員】 ありがとうございます。

今、デジタルディバイドの話が出たのでデジタルディバイドの件について、私、意見を申し上げさせていたきたいと思うのですが、いろいろなレベルでのデジタル化という話があるということだとか、いろいろ配慮しなければならないということでありながら、いや、そもそもデジタル化していないときに市民、住民が行政の窓口で手続をするという場合にどうしているかといえば、当然のことながら行政の窓口に行って手続をしているわけですね。それは確かに紙の書類に何か書くとかそういうようなことだと思うのですが、それをデジタル化すればいいという話なわけですね。もちろん、行政内部のデジタル化という話も先ほど工藤先生の話がありましたけれども、対住民ということでのデジタル化ということであれば、結局のところ、紙であっても窓口に出向かなければいけない。デジタルの場合は出向かなくても自宅でできる

かもしれないということならば、別にデジタルに不得手であっても窓口でデジタル的に手続が取ればそれで済む。紙の書類に一切何も書かなくて端末に入力すればそれで済む。そういう形でデジタル化は完了するわけですね。

実は私、政府税制調査会で海外調査のときにフランスで、まさにそういう話を承って、小規模事業者が誰かを臨時で雇ったと。そのときの給与を支払った、ないしはそれにまつわる社会保険料みたいなようなものも納めなければいけない。税金ももちろんですけども、そういうことを一々手続しなければいけないのだが、今のフランスは小規模であろうが、大規模はもちろんデジタルで手続を取ることを求めている。

当然、いきなりそんなことを言われてもデジタルでできないという事業者が出てきているということなので、そういう行政の窓口に係員を置いて、この端末に入力していただければそれでいいのですよと、いや、どういふ入力をすればいいか分からないという例は行政の係員の人々が指導して、こういうように入力すればいいのですよと言えればいい話だと。それが今まで紙の上でそれをしていたけれども、端末の上でそれをすればいい。

それでデジタル化できるというほど、さほどデジタルデバイスに目くじらを立てなくてもいいということはあるのだろうと思います。もちろん、本人確認とかそういうのはまた別途必要。それはもちろんデジタル化に必須の要件ではあるわけですけども、そういう形でデジタルデバイドを克服する、そういう工夫というのは決して市民に対して、住民に対して、突き放すような、デジタルに疎い人は置いていかれるという形にはしないようにできる、そういうものだとは私は認識しておりますので、もしデジタルデバイスに対する懸念ということをこの答申で書くとすれば、そういう行政窓口における端末入力の補助とかそういうことでデジタル化へ対応する、そういう大半の方がデジタル化に対応できる、そういう工夫というのがあるのだということと併記してデジタルデバイドを克服すべきだし、できるということを書いてもいいのかなと思います。

それから、もう一つは、26ページのところであります。26ページに外務省の懇談会の報告書について言及していただいてどうもありがとうございました。これは私から感謝申し上げます。

それと、もう一つは、世界経済に対応できる税源という表現なのですが、少し具体的過ぎるかなという気もしていて、後ろにそうはいっても国際協調がないと駄目だという、容易でないということは書かれているのですが、いきなり対応できる税源と言ってしまうと、これはむしろ国際、今の時代に向いている税だというように見えてしまうので、そこまで定義できるものばかりかなと思うわけです。

もちろん、地球温暖化に対する税源ということで炭素税というのはそうだと思うのですけれども、トービン税とかがグローバル化すればトービン税は当然として備えなければいけない税源かと言われると必ずしもそうでもないかもしれないというところがあるのでという、私から修正案といたしましては、進展した世界経済において各国が協調することで対応できる税源言いというにさせていただけるとありがたいかなと思います。以上です。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

26ページのところで、最後は御指摘いただきましたね。修正案も具体的に御提示をいただきましてありがとうございます。今の世界経済に対応した税源という割とストレートな表現だと少しよろしくないのではないかという形で、土居先生の御提言に沿った方向での修正を事務局でさせていただきます。ありがとうございました。

それから、デジタルデバイスについても数々、皆様から御提言をいただいておりますけれども、この点について、もしございましたら、よろしくお願ひします。他の委員の皆様、いかがでしょうか。

沼尾委員、よろしくお願ひいたします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

それでは、幾つか分からないところもあるのでお伺いしたいところもあるのですが、まず初めに7ページの先ほどから問題になっているデジタル化のところでは、二つ目のポツのところについて気になったことを申し上げたいと思います。

もともとは、このポツの2行目「省庁や地方自治体の垣根を越えた公共部門の全体最適化」という言葉が書かれていて、今回、私、加筆が入るまでにこの文言を完全に勘違いしていたのですが、どういふことかといいますと、この公共部門の全体最適化であるという制度設計の基本思想というのがあって、それに対して、ただし、地方自治体のデジタル化については自治体の自主性や創意工夫が尊重されるとして、ただしという逆説でこれがつながっているのです。私は、これはただしという逆説には読めなくて、どういふことかといいますと、つまり、公共部門の全体最適化とは何かということに関わるのだろうと思います。

先ほど佐藤委員からも標準化というところで、業務についてバックオフィスで統一化できるものは統一化することで、例えば共通のシステムを全ての自治体が購入すれば価格が下がるだとか、当然メリットがあるところもあると思うのですが、他方で、共通のシステムを入れて業務自体に全く支障がない場合というのはあると思うのですが、そのことによって、ここに書いてあるとおり自治体の自主性や創意工夫というところが尊重されなくなってしまうというのは問題だと。

では、この自主性や創意工夫は何をイメージしているかということなのですが、例えば自治体が法定外税を入れたい。例えばホテル税ですね。宿泊税、東京都でもかけていますけれども、かけたいという場合に、では、その宿泊税について例えば全国展開をしているホテルチェーンがそれを一括で納税したいというときにe L T A Xの仕組みをつくりたいということによって可能性が広がります。そのときに、宿泊税は今、自治体によって様々な制度設計がなされていて、それをうまくのみ込んで、例えば一括納税できるような柔軟性のあるシステムになっているのか、いやいや、こんなに全然システムの違う宿泊税というのはもうe L T A Xでできないので個別で自治体が独自にその分のシステムをつくってくださいというところで、逆に、そうすると、そのシステムを構築するために膨大な負担を払わないとホテル税が導入できないということになると、そのシステムが逆に統一化されたことによって課税自主権を行使しづらくなってしまふような環境が生まれてしまうということも考えられると。だから、そういうことがないように、ある程度のり代のある自治体が柔軟な制度設計ですとか運営ができるような形で、標準化というシステムの構築というものを考えていく必要があるということが私は重要ではないかなと思っています。

そう考えたときに公共部門の全体最適化というのは、画一的な方向で業務自体を全部そろえていくという話ではなくて、それぞれのところが最も望ましい形で効率的に業務を運営する、それを適切な形でつないでいくためのシステムというのが私はデジタル化のすごく重要なところではないかなと思っていますので、ここの表現についてはぜひ残していただきたいということと、これを「ただし」という言葉でつなぐのではなくて、むしろ適切な形にしていくということと併せて、それぞれの自治体の業務の効率化というものをサポートするような仕組みというものを考えていただきたいということがここで申し上げたかったこととなります。

それから、次に、文言が直っているかもしれないのですが、9ページ目のところで事務局にお伺いしたいのですが、9ページ目の上の「『職住近接』のライフスタイルを選択することが定着すれば」というところで「現在都心で働き、都心又は郊外に暮らす人々のうちの一部が、その主な活動空間を郊外や他の地方へと移し、そうした動きが、今後『自律分散型社会』の形成を促していく可能性も否定できない」ということで書いてくださっているのですが、これは二地域居住みたいな話ということも想定されている

のか、そうではなければそういったことを加筆していただけないかということです。

それから、その下のところ、次のポツの最後に「背景には経済の質の変化がある」という一文が最後に入っているのですけれども、これがすごく唐突な印象があって、どうして入っているのかということをお教えいただけないかということなのです。

すみません、長くなりましたが、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

なかなか本質的な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。確かに標準化という側面と各自治体がいろいろな創意工夫をする余地をやはり持つておかなければいけないという点と、どういう形で実施していくかというのは大変重要な論点だと思います。また事務局で引き取って議論させていただきます。

今、沼尾委員からは事務局への御質問もいただきました。これまでの御発言いただいた委員にもコメントあるいは質問に対する回答等ございましたら、まとめて沼尾先生の御回答を含めて事務局からお話をいただくことは可能でしょうか。

【高瀬税制調査担当課長】 事務局です。今、沼尾委員から御指摘のあった箇所については、9ページの二地域居住も含めたことを意識して書いている部分なのかということですが、ここはいわゆる二地域居住や移住をイメージして書いたところになります。その辺りがもし明確に読み取れないということもあるかもしれないので、書きぶりは改めて考えさせていただきたいということと、あともう一点、その下のポツの「背景には経済の質の変化がある」というところは、そのポツの間をつながるようにという観点で入れたものですが、やはり唐突感があるということであるかと思っております。ここも表現は見直しを検討させていただければと考えております。

【諸富小委員長】 沼尾先生、よろしいでしょうか。今の事務局からのお答えで、もし追加コメントがあればと思いますが、特になければ、大体今のセクションのそろそろ時間が参ったのですが、追加でぜひここでコメントしておきたいとかという委員がいらっしゃいましたら御発言いただければと思うのです。

では、土居委員、よろしく申し上げます。

【土居委員】 沼尾委員からの御意見、そのとおりだと思います。地方分権で、各自自治体でそれぞれに取組をするということがむしろ積極的に肯定される中で、システムを統一化することは、それはそれで必要なだけけれども、その中で最近のコンピューターテクノロジーというか、私もその専門ではないのですが、いわゆるモジュール化というのですか。本体は本体として共通部分を構成するのだが、付加する要素をコンピュータープログラムとかで付け加えるという形でオーダーメイドの部分というのですか。各自自治体でそこだけは他の自治体と違うことをしたいということをしかりデジタル化の中でプログラム化していくということもできるのではないかと思うので。

ただ、なかなか今の今月、先月とかというレベルの行政のデジタル化という議論は、何かと統一化とか標準化とかという話が今までそれが進んでいなかったがゆえに、かなり前のめりの議論になってはいるのかもしれませんが、その共通化ないしは標準化をする上でも、独自の取組を阻害しないようなモジュールを埋め込めるようなコンピューターシステムを構築していく、そういうことも決して今の標準化とか共通化という議論となじまないという話にはならない、むしろ、なじませるべきだと。モジュール化できるところもきちんと余地として残して、それを設計の中に組み込んでいくということで各自自治体が独自の取組もデジタルでできるようにするという発想もあっていいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。佐藤委員、では、どうぞ。

【佐藤委員】 時間もないので手短に、二点ほど。

一つは、やはり何が主で何が従かということでは区別した方がよくて。要は、主は標準化であり、共通化、

デジタル化で、従として土居先生がおっしゃった点、モジュール化も含めた何らかの柔軟な対応。でも、それはあくまで従であって、両立させたらもう前に進まないということになると思うのです。皮肉を言うと、地方分権のいろいろな地方自治体がいろいろなことをやっていると言うけれども、申請する企業とかからするとそれが煩わしいのですよ。つまり、いろいろなところによって申請の仕方が違うので。なので、地方自治と言うのはいいのだけれども、住民側、利用者側目線に立ったときにその業務が違うというのは果たしてどこまでいいことなのかということは考えた方がいいかなというのと、あともう一つ、最後に一つだけ。スピード感は大事だと思います。今回、政権交代で大きく変わったのはデジタル化の方向ではなくてスピードです。なので、やはり進めるに当たっては、かなり東京都、本気でやるならスピード感を持ってやるということが求められるかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、ここのセクションは一旦議論を終わらして、もし後でぜひここは言いたいのだということがありましたら後ろで時間の余裕があったら戻っていただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

では、次のセクションに移りますね。第Ⅱ章「感染症対策と税制」の「1 新型コロナウイルス感染症対策における税制措置」について、説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 それでは、第Ⅱ章の「感染症対策と税制」の中の1の「新型コロナウイルス感染症対策における税制措置」について説明させていただきたいと思います。既に御覧いただいているとおり、修正箇所のところにつきましては赤字で表記しておりますので、そういったところを中心に御説明してまいりたいと思っております。

まず12ページの(2)ののところの表題からでございます。こちらは事業継続という言葉で以前使っていたのですが、そちらを「事業活動」と修正しております。

それから、そのページの3ポツ目のところに参りまして、今回の一律給付についてというところですが、以前は取りこぼしが無いとは言えないなど、そういった言葉がございまして、それは言い切れないのだということの御指摘がございましたので、それを踏まえて修正しております。

同じく4ポツ目に参りまして、こちらでも一律給付によってコロナ禍の影響の度合いに応じたきめ細かな対応が本来の対応であるという御意見をいただきまして、その御指摘を踏まえて修正しております。

それから、その下の5ポツ目に参りまして、前回、特例定額給付金が非課税である根拠について委員から御質問がございました。こちらについては脚注に根拠を付記するような形にしているということと、あと非課税所得にする考えというのは、この根拠法にコロナ感染症の蔓延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援の観点からという記載がございまして、念のためこの場を借りて報告させていただきます。

続いて、13ページ目の1ポツ目に参ります。平時において我が国のセーフティネットの脆弱性についてというところの御指摘がございましたので、これを踏まえて修正しております。

続きまして、その下の2ポツ目、そして、3ポツ目のところですが、給付付き税額控除、こちらについては税額計算によって給付額を算出できるというメリットを記載すべきという御指摘も踏まえて修正しております。

5ポツ目に参りますが、まずはその前の4ポツ目にある諸外国の給付付き税額控除の類型からどれかに絞り込めば、そういった表現になっているのではという御指摘を踏まえて修正しております。

14ページに参りまして、ここは真ん中よりやや上にあります表題のところですが、本文に対応するように表題を「地方税の軽減措置」に修正しました。

それから、15ページ、1ポツ目、2ポツ目につきましては、東京都の福祉保健局の指摘を受けまして正確な表現に修正しております。

続いて、そのページの3ポツ目、軽症者等の自宅療養、これを勧めているような表現ではないかという御指摘も踏まえて修正を加えております。

その下、4ポツ目のところは自宅療養者への支援の趣旨というのが不明瞭であるという御指摘もございましたので、本文中に「感染者に対する公平性確保の観点」というのを追記しております。

16ページに参りまして、こちらのページの最後のポツになりますが、我が国のテレワークの実態から、育児、介護と仕事を両立するというのは必ずしも要らないのではないのかという御指摘も踏まえまして修正をしております。

17ページ、2ポツ目、3ポツ目につきましては、テレワーク税制の海外の事例というのが必ずしも日本の職住環境に合うものではないというところもございます。そういったところを踏まえまして修正をしております。

同じ17ページの1ポツ目のところに戻ってしまうのですけれども、医療機関に対する支援の記述についてさせていただいておりますが、医療機関の経営状況に対する資料というもので一般社団法人の日本病院会等が調査した資料というのがございまして、本日、参考資料におつけしている資料の中に1ページ、病院経営状況についての資料というのを添付しておりますが、第4回の小委員会という場でのタイミングにはなってしまうのですが、この場でその医療機関に対する支援についての御意見、もし機会があればいただければと思っております。

それから、18ページに参りまして、18ページの1ポツ目ですが、コロナ下において産業構造やライフスタイルの変化が加速しているということで、納税地の帰属等の問題も顕在化してくるという御指摘もございましたので、それを踏まえての修正となっております。

このページの最後のポツについてなのですが、所得情報の把握で重要なのは正確性だけではなくてリアルタイムであるという御指摘もいただきまして、その観点から修正をしております。

修正点につきましては以上になりますけれども、本パートにつきましても金井委員から御意見をいただいておりますので、こちらも御覧いただきながら意見を紹介してまいります。

では、戻りまして12ページになりますが、12ページの最後のポツ、4行目「非課税所得とされているが」、この後に、「今後、この種の一律現金給付による対処をした場合には、現金給付を」という表現を加筆したらどうかという御意見です。

それから、13ページに参りまして1ポツ目の7行目のところになるのですが、こうしたコロナ禍の状況は、我が国のセーフティネットの脆弱性をあらわにしたに変更してはどうかという御意見です。

それから、15ページに参りまして最後のポツになりますが、軽症者等への支援について、軽症者が自宅療養する場合、税制ではなく、現金・現物給付で対処すべきではないかという御意見。

それから、16ページに参りまして1ポツ目、医療機関への支援について、コロナ禍で経営悪化しているのは医療機関だけではないので、医療機関だけを特に支援するのは公平性に反する。「医療機関」ではなく、「公益的事業者・団体」または（営利を含む全ての）「事業者・団体」ではないかとの御意見でございます。

それから、2ポツ目に参りまして「個人住民税の現年課税化の推進」のところになりますが、住民税の現年課税化を進めることというのはよいかもしいれないが、喫緊の課題への対応、対策にはならない。COVID-19対策として特例的に2020年については現年課税を認める特例措置（現年または前年のうちの税額の低い方の適用）を導入すべきではないか。地方税減収分は国庫補填との御意見がございました。

それから、最後のポツになりますが、「テレワークを推進する税制優遇の検討」に関連してですが、テレワーク推進税制優遇は大事だが、テレワークできないエッセンシャル・ワーカーへの減税措置がなければ公平性を欠くのではないかという御意見。

18ページに参りまして、下から二つ目の文章のところになりますけれども、ここは論点が混在しているので整理が必要ではないかということから、2行目のところで「構築しているものの」の次に「それを生かすような給付付き税額控除、総合合算課税、現年課税などは導入されていない。マイナンバーカードの普及率は低く、各種の申告・申請のデジタル化は限られており、本人確認での行政・住民の双方の手続の煩雑さは残っている。そもそも、各種社会保障サービス給付も税制も、純然たる個人単位ではなく、個人とその周囲の扶養・生計同一関係などを加味した、それぞれのサービス・税制ごとに微妙に異なる細分化した世帯主義であるため、」を入れたらどうかという御意見です。

最後のポツの文末のところに付け加える形で「逆に、給付付き税額控除や個人住民税の現年課税化などの税制・社会保障の実態の改革がなければ、こうした所得情報のリアルタイムの把握を進めることにつながらない。例えば、マイナンバー制度の導入においては、本来は給付付き税額控除や総合合算課税の導入が意図されていたが、その後はそうした動きは進まず、結果としてマイナンバー制度の価値を生かすことができていない」。

それから、最後になりますが、19ページの最後のポツで、下から2行目のところに「社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進する」とありますが、その後ろに「トランジション・マネジメントの」を加えてはどうかという御意見です。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、早速、今、御説明いただいた部分、それから、金井委員の御意見をめぐって議論したいと思います。よろしく願います。**【佐藤委員】** ありがとうございます。

前、この間、昨日いただいたバージョンにいろいろとコメントしていたものですから、もしかしたらページがずれていれば申し訳ないのですけれども、12ページのところで新しく加筆いただいた「全国民に対して一律定額給付する方法」の文面なのですが、簡素な仕組みであり、生活困窮者に迅速に支援できるというのは原則論であって、やってみたらそうではなかったわけであって、なので、この文は要るのかなど。気持ち、言いたいことは分かるのですけれども、理論、原則論としては確かに簡素な仕組みだし、迅速な支援が可能だった。ただ、結局、我が国のデジタル化の遅れ、デジタル化の遅れだけではなくてマイナンバーの活用ができていなかったことと、もちろん、住基とつながっていなかったこととか複合要因なのですけれども、平たく言えば、やはりそういうデジタル化の遅れとかが迅速な支援というのを阻害したということがあるので、ここの部分は表現の仕方を考えてもいいのではないかなとは思いました。記述はあっていいとは思いますが、原理原則はそうなので。

あと金井委員からも指摘があったのですけれども、17ページです。従業員テレワーク用の執務スペースの取得云々かんぬん、購入費に向けて税制上の優遇措置ということなのですが、これは微妙なのは、我々サラリーマンというか給与所得者は既に給与所得控除という概算控除を受けているのですよね。なので、もし、実際テレワーク絡みの費用について減税を求めるといふことであれば、これは特定支出控除に当たると思うので、であれば考え方としては給与所得控除を縮減させて実額控除の部分を増やす。その中にテレワーク用のテレワークに係るコストを経費、リアルな特定支出控除の枠の中で認めてあげるとか、そういう制度設計になると思うので、あまり細かく言ってもしょうがないかもしれませんが、現行の給与所得控除とのバランスというのやはり考えなければいけないということだと思います。その

点も多分、金井先生がおっしゃっていることにも通じるのかなと思いました。

それから、これは18ページの冒頭になっているのですか。異なる場所にいながらという話なのですが、オンラインによって社員同士が云々かんぬんなのですが、この一文の意図がいまいちよく分からなくて、言いたいことは分からないでもないような、分かるようなという気がしたのですが、要するにこれは例えば東京都民が軽井沢でワーケーションやった場合、当然、東京都民なので東京都で納税はするはずなのだが、ワーケーションしているのは軽井沢なので、例えばオンライン絡みの支出というのは結果的には軽井沢にお金が落ちる、そのことをどう理解するかという話なのか、あるいは東京都民がもう軽井沢に移ってしまって帰ってこないで税金、税源が、本来、東京都に生活の拠点があったはずの人が軽井沢に行ってしまうので住民税は減るよねとか、そういう話をされているのか、ここの意図がいまいち分からなかったのです、ここは御説明いただければと思ったのです。

以上です。

【工藤税制調査課長】 場所に縛られないとかそういったところに書いてある趣旨というのは、あくまで現状という形で、もしテレワークが普及していくとこういう働き方、こういう実態も考えられるとか、現にあるというところで書いていて、そういった現状を踏まえて、では、今後、税制をどう考えていくべきかですとか、そういったところにつながっていけばなという意図で置いてあるので、税制にも今後少なからず影響を与える可能性があるのではないかとということも見据えて、それを書かせていただいているところはございます。

【佐藤委員】 細かいことを言うと、個人住民税は居住地主義なので働いている場所は関係ないのですよ。住所があればいいわけなので、もし住民税の影響を被ることがあるとすれば、それは住所が移った場合だと思うのです。事業者はイエスです。事業者はもしかしたら東京都のオフィスが外に移ってしまうかもしれないけれども、切り分け方としてどうなのかなと思ったのです。

【工藤税制調査課長】 個別税制云々という形で全部というよりは、この働き方が例えばいろいろな税制に影響を与える可能性もあるというところで書いているので、所得課税とか法人課税ですとか、どこまで影響を及ぼすかというところは、もう少し実態が明らかになってからもっと議論が加熱してくるのかなとは思いますが、まずは認識論として。

【佐藤委員】 では、一般論でお話しされているという理解でよろしいですね。

【工藤税制調査課長】 はい。ありがとうございます。そうです。

【佐藤委員】 分かりました。

【諸富小委員長】 他の委員の皆様、いかがでしょうか。

野口委員、よろしくお願ひします。野口委員、いかがでしょうか。

【野口委員】 ありがとうございます。御説明をありがとうございました。

これまでの議論の全てについていけない部分があるかと思ひますので、既に議論も済ませられていたということであれば申し訳ありません。お許しください。18ページの(4)から始まる「行政手続のデジタル化の推進」というところに、本日、金井先生から寄せられている御指摘、御意見は、私は賛成です。どういう意味で賛成かという、税調のこの書面の中にデジタル化の推進の議論を入れられるのであれば、具体的に何を進めていくのかとかデジタル化しなければならない理由というのは、はっきり方向性を示せるところは示していただいた方がよいのであろうかと思ひますので、金井先生にいただいている案文の中で取り入れられることがあればぜひ入れていただきたいということが一点目です。

二点目は、それを踏まえますと、これは議論があつたのではないかなと思ひますので、現在、(4)のタイトルは「行政手続のデジタル化の推進」となつてはいるのですが、やや狭い印象を受けます。先ほど

から7ページ、8ページの辺りのデジタル化という言葉で議論になっていたところとも関わるかもしれませんが、税務行政におけるデジタル化の推進や行政手続という言葉を使われない方がよいのではないかなという感じがいたしました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【野口委員】 もう一点思い出しました。それらを踏まえて最初のポツで書かれている2行がやや浮いている感じがするのです。新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策では本当に困っている人を捉え切れないことが課題として浮き彫りになったというのは、日本人としてはそうかなと思うのですけれども、ここでこの2行を入れるのであれば、政策を必要とする対象の固定がうまくできないという表現に、本当に困っている人というのをもう少しニュートラルな表現にされることも検討できるのかなという気がしました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

御指摘いただきましたタイトル、(4)の変更の点や、今、御指摘の点、それから、金井委員の意見書にあったような形での18ページ、(4)に対するコメントの中で取り入れられるべき点はやはり取り入れた方がよいのではないかという点を含めて御指摘でした。

他には、この点、いかがでしょうか。

では、小林委員、よろしくお願いします。

【小林委員】 小林です。

私から一点だけなのですが、細かいのですが、13ページの給付付き税額控除のところ、前回も「一律給付と税による事後調整」という前のページの話と今回のその隣の「給付付き税額控除の検討」というものの別というか、どう位置づけるかということで、前者は臨時的なときであって、後者は平時からの備えであると書くことがきちんと明確になっているのでいいのかなと思うのです。

前回から直った部分ではないので前回気づかなかったところなのですが、ひょっとしたら前の答申にもそう書いてあるかなというところなのですが、給付付き税額控除の3ポツ目の最後のところで「低所得者ほど軽減効果が大きくなり」と書いてありますね。このところが違和感があるなというか、これではまずいのではないかなと思ったので確認なのですが、給付付き税額控除はいろいろなやり方があるので何を指すかということにもよるのですが、私の理解では、一般的には、今の例えば日本の基礎控除とかというのは累進所得税の中での一律の給付なしの所得控除なのです。所得控除であることによって高所得者ほど恩恵が行く、税の軽減効果が大きいというのが所得控除なので、これを税額控除に切り替えることによって低所得者にも同じ恩恵が行くようになる。さらに、これを給付付きにすることによって課税対象外の人にも恩恵が行くようになることで所得再分配政策の一環として所得控除から給付付きの税額控除に切り替えることで再分配効果が高まるだろうと私は理解しています。

なおかつ、では、その後は給付の仕方に対して全員一律の税額控除から、例えば子育て世帯限定であったり低所得者限定であったり、あるいはさらに働くことにディスインセンティブにならないような配慮をすとかという形でいろいろな類型があるのであって、それらを言わない段階での一般的な給付付き税額控除というのは、所得控除から給付付きの税額控除に切り替えるという話だと私は思っているのです。そうすると、この低所得者ほど軽減効果が大きくなるというのが何を指しているのか。これが例えば軽減額を所得に対しての割合で見たら、それは確かに低所得者ほど軽減率が大きくなる側面はあるので、そちらを指しているのであれば分からないではないのですけれども、それだと所得控除の場合でもある程度そういう効果はあったりするので、この給付付き税額控除にすることによって何が得られるかといったときの低所得者ほどの軽減効果というところに違和感がある。そうすると、大きいのは課税対象外の人に効果が

及ぶところなので、そこだけを残す形にするのが一つの選択肢かなと思いますが、いかがでしょうか。

【諸富小委員長】 この部分は、事務局からこの低所得者ほどという部分ですか。もともとここを書いたときの意図を含めて、少し小林先生のコメントへのお答えをいただければ。

【工藤税制調査課長】 小林委員、ありがとうございます。御指摘の点も踏まえて修正を加えたいなと思っております。もともと低所得者ほど軽減効果が大きくなるというのは所得控除と違って税額控除の場合が一番低い税率のところから引くので、確かに逆の言い方をすると高所得者ほど恩恵が所得控除のように行かないというところが割と所得格差の是正といいますか、そういったところにも資する部分があるのかなと思いますので、表現については工夫したいと思います。御指摘ありがとうございます。

【諸富小委員長】 他の委員。石田委員、よろしくお願ひします。

【石田委員】 18ページに戻るのですけれども、先ほどの一番上のポツのところ、これは自宅で場所を選ばないで事業活動を行うことは、事業所の概念が今後どういようにならっていくのかなという問題で、例えば固定資産税の住宅用地なのか、事業所なのか、それから、法人の事業所としてどう捉えるか、事業所の数、こういうところに効果が及ぶ、そういうことの意味を言っているのかなと思ったのですけれども、この全体を通して自宅でやる場合に今後、事業所というのはどういようにならっていくのかということとはどこにも書かれていないし、それをどう捉えるかということも書かれていないから、その辺はいいのかなと少し思いました。

【諸富小委員長】 以上でよろしいでしょうか。

【石田委員】 はい。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。この点、いかがでしょうか。

【工藤税制調査課長】 石田委員、ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、突き詰めていくと多分そういうところまで議論が来るのかなと思ってはおりますが、事務局としてもそこを具体的に明記し過ぎるといふか、書くところまで実態を把握しているという状況でもございませんので、まずは少し先の未来、何となく想像の世界から出ない部分でもあるのですけれども、今の税制度で立ち行かなくなるような現状というのこれから考えられるかもしれないというところで、そこは確かにそれ以上、もし都税調として何か提言ができるのであれば、もっと調査をしたりですとか、少し事実関係をもっと把握していく必要があるかなと我々としては認識しておりますので、今回はここまでの表現とさせていただきます。

【石田委員】 分かりました。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 では、工藤委員、それから、松原委員の順番でお願いをしたいと思います。工藤委員、よろしくお願ひいたします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

本来、もしかすると先ほどのIの最後に言うべきだったこともあるのかもしれませんが、宅配便が来てしまってタイミングを逃しましたが、今のところにも関係するので二点申し上げます。

一つは言葉遣いの問題で細かいことで大変恐縮なのですが、前回、たしか高端委員からの御指摘があって、コロナという表現が新型コロナウイルス感染症に直ったことは非常に分かりやすく、かつ正しくなっていたと思うのですが、逆にそれによって気になる部分が出ておまして、コロナ禍、これは一般に社会に膾炙している言い方なのでコロナ禍でもいいのかと思うのですが、実は何か所か「カ」の字が「禍」ではなくて「下」という字、つまり、そういう社会状況の下という意味で「下」を書かれているのだと思うのですが、あります。例えば17ページの「将来を見据えた税制のあり方」の冒頭は「コロナ下で」といふ、この「カ」は「下」になっております。これは気になるのと、同じページには実はコロナ以前、コ

ロナ後というのがあるのですが、特にコロナ後は今、よく言われているウィズコロナなのか、アフターコロナなのかと考えると、恐らくウィズコロナの時代も入っているので、コロナ以前、コロナ後、それから、コロナの下という表現が気になりました。

コロナの「禍」ではなくて「下」というのはたしか2か所ぐらいあったと思うので、ここは整理された方がよいのではないかと思います。他が直っただけに逆に気になりましたので、御検討ください。これは一点目です。細かいことで大変恐縮です。

二点目なのですが、これは先ほど野口委員からも御指摘があった18ページ「行政手続のデジタル化の推進」、ここはタイトルが、前半が整理されただけに逆に少し違和感を私も覚えました。ここで言われていることは、これが実は先ほどのIのところでの沼尾委員、それから、続いてたしかこれは土居委員からの御発言とも関係するのですが、4ポツ目、所得情報を正確かつリアルタイムに把握すること云々というのがございます。このリアルタイム把握というのは、実はデジタル化もそうなのですが、デジタル化と同時に、やはりビッグデータがしっかりと整備されて、そのデータがオープン化していること、それが行政情報として使える状態になっていることというのが非常に重要になってきますので、実はそのビッグデータが充実すれば、先ほどの沼尾委員の御懸念とかはデジタル化で標準化したものにデータを載せればかなりの部分、解決する。ですから、実は標準化、平準化と地方分権の例えば違いというのはそれほど将来的には問題にならないはずなので、ここはやはり手続、行政手続だけではない表現のタイトルがしっかりくるのではないかと思います。実際、中身についてはかなり広いことをおっしゃっているので、その方がいいのかなと思います。

それから、19ページの最後の最後の黒ポツのところ、これは金井委員の御指摘にありましたトランジション・マネジメントの話なのですが、大事だとは思いますが、要するに途中経過の経過措置をしっかりとやっていくということをここでわざわざ強調する必要がどの程度あるのかな。つまり、この文脈からいけば、どちらかという国民、住民がこの都民ということだと思うのですが、恩恵を実感できるようにということの話になっているので、おっしゃることはよく分かるのですが、ここではわざわざ入れなくてもいいのかなと思いました。むしろ入れるのであれば、先にIのところデジタルディバイドの話が出ておりましたので、そこで丁寧に書くのであれば書くのがよろしいのではないかと思います。

以上、二点です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

最初の点でコロナ禍とか下という表現とか、前、後で何か工藤委員から御提案はありますか。

【工藤委員】 コロナの下という表現は変かなと思いますので、例えば新型コロナウイルス感染症の蔓延状況の下とか、それはあった方がいいのかなと思う。17ページですが、このコロナ後は現在の状況が落ち着いた後とか、逆にコロナをわざわざ使わなくてもここはいいのかな。あるいは将来的にテレワークが定着するだろうという話であれば、今後、テレワークが定着する可能性があるので、というような言い方にして、コロナ前、コロナ後とわざわざここは使わなくても逆に時系列は分かりやすいので、いいのかなと思いました。御検討ください。

【諸富小委員長】 では、松原委員、よろしくお願ひします。お待たせしました。

【松原委員】 こんにちは。松原です。最初の部分の質問と、それから、II部でアップデートングをしたいのでコメントをさせていただきます。

まず17ページなのですが、私も最初はオフィス空室率が特に上昇していて危ないのではないかと前回ぐらいまでは思っていたのですが、数日前の報道で、オフィスの入居率で新築のビルは多少戻ってきているという報道があったと思うので、現在の答申に直すのであれば多少アップデートしてもい

いのかな。つまり、そんなに景気がたっと落ちているわけではなくて、恐らくこれは日本の場合は緊急事態宣言が2か月ぐらいで終わってしまったからロックダウンしなかったので、諸外国に比べて、今、第2波が来るかもしれないとか言っていますけれども、実際に来ているアイルランドとかイギリスの怖さとは少し違う気がするのです。なので、そんなに下振れしなくて、これはもしかしたら、オフィス需要とかすごい建築ブームだったので、それで多少古いビルから新しいビルに移る動きにもなるのかなという。特にスタートアップ企業は古いビルに入っていることが多かったということもあるので、その辺、確認をお願いしたいかなというのと、書きぶりを変えていただいてもいいのかなというのが一つ。

それから、先ほど野口委員がコメントされていたので、気がついたのですが、II部(4)の24ページでアップデートしたいところが、新たに加筆されたところの3段落目の「この点、所得課税については」というところなのですが、3行目のOECDが主導するデジタル課税の実現等が検討されるべきであるということなのですが、これでアップデートの情報として、実は前回のこの会議のあった日とほぼ同日に会議がパリであったのですが、10月8日、9日です。会合があって、そのときにやはり案の定ボシャリまして、というのはアメリカとフランスが激突したからです。なので、2021年半ばまでは動きがないだろう、現在の状況では残念ながらなっているということです。

あわせて、先ほど土居先生もおっしゃっていたのですが、26ページ以下、27ページのところも今のアップデートの情報に絡んで、また赤字で書いてらっしゃっているのですが、予断を許さない状況が進んでいるところで事実上、先送りで年内合意が認められなかった、結局合意に至らなかったということは事実として挙げられると思います。

【諸富小委員長】 バックグラウンドまで含めていろいろと御教示いただきましてありがとうございます。それでは、松原先生の後、関口委員、御発言をよろしく願いいたします。

【関口委員】 手短かに述べたいと思います。17ページ目、先ほどテレワーク促進税制の2ポツ目のところがあると思うのですが、この措置は個人向けの話と事業者向けの話があると思うのです。先ほど佐藤先生が特定支出控除とおっしゃったのは従業員向けの措置としての話をしていただいたと思っています、その一方で、事業者向けの措置というのも多分入っていると思うので、何か書き込むとすれば、その二つのことを併記されるのはいいのではないかなというのが一つ目です。

二つ目が、26ページ目のところで、先ほど土居先生がおっしゃったことで私もそういう感じで読みました。それはどういうことかという、この税、地球環境税とかトービン税というのは非常に大事な税だと思うのです。ただ、これは財源調達目的というのをあまり強調しない税だと思っているのです。なので、これはむしろ過度な取引とか過度な利用を抑制するための税なのだけれども、副次的なものとして税収、財源になるという感じのニュアンスだと思いますから、そのニュアンスをうまく表現されると趣旨が伝わりやすいのではないかなと思いますので、一応ここで述べたいと思います。

三つ目は非常に瑣末な話で、先ほど給付付き税額控除の類型の話がどこかにあったと思うのですが、13ページ目ですか。類型なので、あまりこだわるといえばこだわることだと思うのですが、アメリカの勤労税額控除は、もともとは社会保険料の負担を軽減するという目的があって、そこに目的が付加されてきて低所得層の就労支援とかという感じになっていったという経緯があるのです。この分類は多分日本の社会保険料の控除がある、日本は社会保険料控除があり、アメリカはないので、その制度の枠組みが違うからそういった記述がないと思うのですが、正確に書くとすれば、日本の制度から見たときには3類型という感じのような気はするなと思って読んでいました。

最後は、金井先生が行政手続系のところで総合合算制度とかそういったものを追加で書いたらいいのではないかなというのは私もそういう気がします。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この次、高端委員、佐藤委員、それから、土居委員、御発言を希望されています。もう一つ、議論しなければいけないセクションが残っていますので、今、名前を挙げさせていただきました土居先生のところまでと一旦させていただきたいと思います。

そうしましたら、高端委員、よろしくお願ひいたします。

【高端委員】 では、手短に幾つか。

まず一つ目が、13ページになります。13ページは二つありまして、一つは、2ポツ目なのですが、けれども、平時から継続的に生活困窮者を支えていくセーフティネットの構築が必要であり、この観点からで給付付き税額控除が考えられるという書きぶりになっています。もちろん税制調査会の答申で、税に関する話をするセクションだということは自明なのですが、それでもなお、平時からのセーフティネットの構築の中で給付付き税額控除の問題は、重要度が高いのかどうかは人によって意見も違うところです。要するに、この観点から税制の問題として考えたときには、給付付き税額控除というものが検討に値する、というような書きぶりにした方が、誤解が生じずいいのではないかなと思ったのが一点目です。

つぎに、同じページの先ほど小林委員からも御指摘のあった、そのすぐ下ですけれども、給付付き税額控除の効果について、「低所得者ほど軽減効果が大きくなり」という表現がそれでどうなのかという小林委員の御指摘については全くそのとおりでございますし、そもそも「低所得者ほど軽減効果が大きくなり、課税対象外の者にも控除の効果が及ぶ」という、この語順がロジックとしてねじれている気がしますので、ここはそういう面も含めて修文するといいいのではないかと思います。

次に、地方の対応の話で23ページの2ポツ目の、全部赤字になっているところです。情報共有のデジタル化や連携のあり方などに関する課題も浮き彫りになったが、感染症対策における地方の役割の大きさが改めて広く認知されたことは確かである、という書き方なのですが、そうではなく、むしろ感染症対策における地方の役割の大きさが改めて広く認知された、地方の役割は重要だ、だからこそ、今回、いろいろ課題として浮き彫りになった事柄への対応が重要なのだ、という書きぶりにした方が趣旨としてはいいのではないかと。つまり、いろいろ課題も浮き彫りになったけれども、大事だよ、という論理展開が変なのではないかと思いました。

最後です。その2ページ後の辺りの東日本大震災のときの財政措置に触れている部分ですけれども、復興財源のスキームを参考にして今後検討を進めていくことも考えられる、とあります。しかしすぐ次のポツで、しかしながら、この方式の導入には慎重な検討を要する、と述べています。この書きぶりだと、復興財源スキームの是非という形で論が立てられてしまっていますね。そうではなくて、もう少し開いた形にして、「この方式の導入には慎重な検討を要する」ではなくて、「その方式も参考にしつつ財源問題を考えていく必要がある」という趣旨にした方がいいのではないかと思いました。

【諸富小委員長】 よく分かりました。ありがとうございます。

では、あとお二方ですね。佐藤委員、土居委員の順番です。

【佐藤委員】 私は一点だけなのですが、例の(4)のデジタル化の推進のところ、まさに所得情報を正確かつリアルタイムに把握すること云々は大事なのですが、もう一つ、上の方にも記述があるのですが、給付と税の連結が肝要。もちろん、これはマイナンバーを介してだとは思いますが、やはり給付と所得情報については税と給付を連結させるという。つまり、これは何を言っているかというと、税金を集めているのは基本的には源泉徴収を前提にすれば国ですから、給付を行うのは自治体ですから、本来は、これは自治体の中での連結だけではなくて国と地方の間での情報共有ということも含んでとい

うこととなりますので、税と給付の連結について、所得情報についてそういう記述があってもよいかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

【土居委員】 ありがとうございます。

先ほど松原委員からお話があったので補足なのですが、Society 5.0、この今の議論のセクションの前なのですが、それは私としてはあまり違和感がなくて、もちろん総務省も旗振りをしています。経済産業省ももうかれこれ2年前ですが、新産業構造ビジョンでSociety 5.0とコネクテッド・インダストリーを実現するビジョンということで打ち出していて、特にIndustry 4.0というのはドイツのやり方なのだが、別にそれに敵対するわけでもないが、日本は日本で別の得意分野を生かした方法があるではないかということですし、あと総務省も自治体行政とSociety 5.0という話はしているところなので、この今の書きぶりのままならば、私としては何か修文を必要とするようなところは特にはないかなと思います。

今ぐらいしか、次のセクションではお話しできない話かもしれないと思ひまして発言させていただきました。どうもありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

土居委員からはチャットで新産業構造ビジョンのURLを添付していただきました。そちらも御参照ください。

では、以上でこのセクションについては議論を終わりにしたいと思います。では、次に行きたいと思ひます。引き続き事務局から第Ⅱ章「感染症対策と税制」の「2 感染症対策における地の役割を踏まえた税制」について、御説明をお願いします。

【高瀬税制調査担当課長】 それでは、事務局から答申素案の20ページ以降の修正点につき、御説明させていただきます。既に複数の委員から言及がございましたので、簡単に説明させていただきます。

まず20ページをお開きください。委員の御指摘を踏まえまして、国と地方の基礎的財政収支をいたずらに先延ばししない趣旨であると、そういう文脈であることを明確にする観点から、一番下のポツに「しかしながら」で始まるポツを丸ごと追加しております。

また、続く21ページの4行目になりますけれども、中長期的な財政状況の改善に向けた従前からの課題である給付と負担の適正化ということの認識についても総合的な記述とする観点から追加しております。

次に、23ページを御覧ください。二つ目のポツを丸ごと追加しております。これは委員の御指摘を踏まえまして、地域の感染症対策における行政間連携のデジタル化の必要性に係る認識を示しつつ、感染症対策における地方の役割の大きさが改めて人々に認知されたということを表したものでございます。

次に、24ページを御覧ください。「(4) 感染症対策のための税制構築に向けて」の直下の括弧書きのタイトルを、この後、御説明する、このパートの記載内容の修正を的確に反映させるために、以前の税源検討に必要な視点から「税源検討に当たっての基本的考え方」に修正をしております。

続きまして、24ページの真ん中辺りになりますけれども、二つ目のポツ「感染症が地球規模の」から始まる文章になりますが、これは以前の素案では、冒頭からいきなり国際協調の枠組みの下での財源確保の話につながっておりましたので、委員の御指摘を踏まえまして、まずは我が国として財源確保について検討するべきであるということを確認する趣旨で追加したのになってございます。

続く三つ目のポツでございますが、所得課税や法人課税が抱える従前からの課題、そして、昨年度答申で提言した所得控除から税額控除への移行であるとか、金融所得の分離課税の税率引上げなどについて触

れ、まずはこうした課題を抜本的に見直すべきであるとしてあります。

そして、それに続く24ページの一番下のポツになりますが、そうした見直しを行った上で、東日本大震災の復興特別税方式について触れ、25ページ最初のポツで、この方式の導入には慎重な検討を要するとしてございます。

続く25ページの二つ目のポツ及び三つ目のポツでは、こうした我が国の基幹税での感染症対策財源の確保を検討した上で、さらにグローバルな経済活動や地球規模で環境に負荷をかける行為に課税をすることも考えられるしまして、続く25ページの4つ目のポツでは、そうした税制は、国際競争力を失わぬように、また、税の性質上も国際協調の視点に立って進めていくべきであるとしてございます。

次に、26ページを御覧ください。一つ目のポツでは、委員の御指摘を踏まえまして、ここで言う国際協調ということは低税率国や租税回避地を含めており、その意味ではそうした税制の導入は容易ではないと考えられるとしてございます。

続く二つ目のポツですが、トービン税をその例に挙げまして、土居委員から御紹介いただきました外務省の有識者懇談会における整理を引用しつつ、続く三つ目のポツにおいて、しかし、現在、財政確保は社会共通の課題であり云々という記載としてございます。

次に、26ページの最後のポツになりますが、以前の答申素案では、デジタル課税の議論において我が国のプレゼンスが見えない、デジタル課税の実現に向けて我が国がリーダーシップを持って合意形成を進めていくべきであるとしてございましたが、こちらは委員の御指摘を踏まえて削除をいたしまして、直近のOECDの先ほど御解説もございましたが、デジタル課税の議論の進捗状況に関する説明の文章を新たに入れてございます。

次に、28ページを御覧ください。二つ目のポツで国際観光旅客税に触れておりますけれども、この税を取り上げる状況を明確にする観点から「コロナ危機以前の水準に経済が回復した場合にという条件付きで考えられるのは」という記述を追加してございます。

次に、28ページの最後のポツになりますけれども、新たに今年度の国の補正予算の中で既に新型コロナウイルス感染症拡大防止のために国際機関等に拠出された額に関する記述を加えまして、その後ろに、以前のバージョンの答申素案からあったCEPIやGaviに対する記述の配置を入れ替えたという修正になります。

以上がⅡの「感染症対策と税制」の「2 感染症対策における地の役割を踏まえた税制」の修正点の説明になりますが、続きまして、本日欠席の金井委員からいただいております意見書の中で、このⅡの2の提言パートに係る意見を御紹介させていただきます。28ページの加筆に関する御提言になります。読み上げさせていただきます。

28ページの二つ目のポツの下に、以下を加筆してはどうか。

コロナ危機が完全に収束しない中でも、経済と感染症対策の両立を目指す以上、国際的な人の移動の再開と拡大は避け難い。また、延期された東京オリンピック・パラリンピックが実施されれば、なおさらのことである。それゆえ、ウィズコロナの長期化を見越し、人的移動に伴う受入れ地域への公衆衛生・医療上の一般財政・社会保険の費用に対する適正な原因者負担を、域内流入者に対しては求めるべきである。国が入国に際する連帯負担税を課さない場合には、東京都独自の施策として、入都に連帯負担金を課すことを早急に検討すべきである。

以上が読み上げ部分になります。

28ページに関する御意見になりますが、私からの説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

お時間がもうほぼ12時、6分前になっております。でも、御議論はしたいと思いますので、多少時間が延びることを御容赦ください。12時でどうしても他の用事が入ってしまっている方につきましては優先的に御発言をいただきたいと思いますので、ぱっと顔を見える範囲で、画面上でぱっと手を挙げていただければ優先的に。吉村委員、それから、佐藤委員、手を挙げていただいています。他の先生方、大丈夫でしょうか。取りあえず、では、順番に吉村委員からよろしくお願ひいたします。土居委員もですね。

【吉村委員】 一橋大学の吉村です。

今回、追加いただいたところ、24ページになります。今回はこのチャプターの位置づけとしては、将来に向けてということであったかとは思いますが、なかなかやはりさっと読んでいくとどうしても、どのタイミングでこういう税、財源を考えていくのかというのが、少し分かりにくいと感じています。やはりどうしてもまだ危機が続いているという状況で増税の話をするというのは、それだけで非常に強い反感を買うというおそれもありますので、その辺りは気を遣った方がいいのかなと思っています。

24ページの(4)で「感染症対策のための税制構築に向けて」というところで二つ目のポツです。感染症が地球規模の課題であることは間違いないが、パンデミック発生時に云々というところで、この辺りも次のとか新たなとか、そういったことを加えられた方がいいのかなと思っています。現在のところこういう議論、現在の進行中のものに対してこういうことを考えているわけではないということはどうも少し明らかにされた方がいいと思っています。

もう一点が26ページで、先ほどから、何回か議論に出ているのですが、トービン税の議論というのは昔からあったし、こちらで土居委員からも御指摘があったように外務省でも御検討されたということですが、EUで検討された金融取引税自体は、どちらかというと金融市場を利用したものにもっと近いのだと理解しています。特に高頻度取引などをターゲットとしてのものだと理解しております。何となくその上でももちろん例えばということで、日本での検討の例ということで紹介されているのは分かるのですが、ヨーロッパの議論と完全には対応していないのかなと感じています。その上で、結論として、結局、他の市場が導入してくれないと日本だけが損をするという状況で導入できないといったところはそのとおりでと思いますので、特に書き直しが必要ということではないのですが、トービン税はその一例でしかないといったところであろうかと思ひます。

もう一つ、先ほど松原委員からも非常に丁寧な紹介がありましたけれども、デジタル課税をどういうように扱うかというのは非常に難しいところで、先ほどお伺ひしたタイムスパンというか、では、実際にこういった税源の必要性はどのぐらいのタイムラインで考えているのかなというところではあるのですが、その合意形成が予断を許さないというところでDSTを考えていまいしょうといった流れになっているのですが、この辺りを結局は全体のトーンとして日本だけが入れるというのは、それはアメリカに殴ってくれと言っているのと近いところもありますので、その辺り、国際的なやはり導入状況というのも見ながら、というのは必要なだろうと思ひます。例えば他の国、フランスなどはもう徴税も始めると言ひますが、果たして国際的な合意が難しいからDST、うちで独自に入れてしまひまいしょうというのは、前で言ひていた競争力とか国際的な流れを見ましようといったところと、どのように整合的に扱われるのかなというところが気になっております。

差し当たり以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、佐藤委員、土居委員、それから、松原委員もいただひています。では、佐藤委員、よろしくお願ひいたします。

【佐藤委員】 お願いします。最初に細かいところなのですが、27ページのところで超過利潤

という言葉が出てくるのですが、何か説明が要るかなと思ひまして、一般の方々は超過利潤と聞いても何のことだということになるので。

それから、全体に関わるのですけれども、今回の税源検討に当たっての基本的な考え方というところですが、恐らくトービン税であろうと、環境税であろうと、あるいはデジタル課税はましてや、なのですが、ある意味、これまではあまりやったことのない新しい課税という、そういう性格もあると思うのです。トービン税はまさにそうですね。環境税も多分国境調整とかまで考えるのであれば、これも新しい課税ということになると思います。だから、ある意味、我々は今、新しい時代、デジタル化であれ、グローバル化であれ、新しい時代の中にいるので、新しい税金を考えなければいけない。それが要するに国際協調という新しい枠組みの中で考えなければいけないという、何かそのぐらいの趣旨説明はあっていいのかなと思つたのと、それから、先ほどから財源としてどうなのよという話がありますけれども、どのぐらいのスパンの財源、恒久財源を求めるか、一時的な財源を求めるかによって考え方は違うと思うのです。要するに、いわゆる今回のコロナからの復興であれ、当面の感染症対策であれ、財源として当面必要なものであれば環境税であっても構わない。CO₂がなくなれば税収はゼロですけれども、当面は確保できるので、恒久財源と言われてしまうと、それはきついかもしれないが、ということだと思つたのです。

それから、少し気になったのは、やはり議論が行ったり来たりしているなと思つたのは、24ページから25ページにかけて財源の確保が必要だよねと言ひながら、東日本大震災のときには今、復興増税をやっているの、この方式の導入には慎重な検討を要するとは言っているのですけれども、25ページの最初のポツのところ。ここの意図がよく分からないなと思つたのですけれども、取りあへず、例示として東日本大震災のときの復興増税を言っているわけで、同じことをやれと言っているわけではないわけですから、この方式というのは、では、復興増税をすると言っているのか、別会計をやると言っているのか、復興財源の東日本大震災のようなこういうスキームを参考にすると言っているのか、取りあへず、ここは一般論で言っているだけです。あえてここで慎重な検討を要する云々かんぬんと言ひなければいけないのかなと個人的には思つたのです。

以上です。

【諸富小委員長】 確かに。ありがとうございます。

土居委員、よろしくお願ひいたします。

【土居委員】 ありがとうございます。

今の佐藤委員の意見と全く同じことを申し上げたかつたところで、25ページの慎重な検討を要するという、どういう意味で慎重な検討を要するという意図なのか少し抽象的なので、この方式の導入ということが頭についているけれども、それはあくまでも所得税の定率増税というやり方ということまでを指しているのか、それとも、要は特別会計。でも、その後、特別会計をつくってやるべきだと言っている割には、ここで慎重な検討を要すると言っているところの整合性、少し分かりにくいという気がいたしますので、表現の工夫をお願ひしたいと思います。

【諸富小委員長】 確かに承りました。

では、松原委員、よろしくお願ひいたします。

【松原委員】 工藤委員からご質問があつたのですが、ドイツが今、多分デジタル課税を黙っているのは対米関係を悪くしたくないというのが一つと、それから、GAF Aには課税とは別の手段で対抗しようねと思つているのかな。だから、独禁法による規制ということ、この間、アメリカもやりましたよね。それと、あとこれはまた御専門の先生方が行政法でいらつしゃるので私の議論ではないのですけれども、情報法による規制、つまりGDPRで、それがアメリカ式の情報規制とヨーロッパ式の規制の違いが今激

突しているのです、そちらに話の論点がずれていっているなという気が個人的にはいたしております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

一旦、私が認識した限りの御発言希望は以上なのですけれども、もし、もう次に行かなければいけないという優先的にという方がいらしたら意思表示していただければと思いますが、大丈夫でしょうか。他に御発言希望の委員、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

沼尾委員、よろしく申し上げます。

【沼尾委員】 すみません、具体的にここということではないので、逆にどういう判断だったのかということをお伺いしたいのですけれども、最後の感染症対策のための税制構築の話というのはかなり全国的なというか、国税も含めて、あるいはもうグローバルな話で、東京都として例えば超過課税をすとか、法定外税をいじるとか、課税自主権の活用も含めた税収確保策というところに関しての記述はあまり打ち出されていなかったのですが、これは前回も都税調の答申なのにそこはどうかという議論があったと思います。

例えば国際観光旅客税の話が28ページに出てきますけれども、こういうことと併せてすぐにとということではないのですが、東京都として、私も以前から申し上げていますが、宿泊税の税率をどうするかという議論とか、そういうところも感染症対策ということですか何かも含めてどうように考えていくのかということもあってもよかったのではないかなと思うのですが、このタイミングでもあるので、どういう判断だったのかを教えてくださいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。確かにそうですね。この点、池上会長に総括していただく形で、後でコメントいただきますし、あと事務局からも必要があれば返答いただきたいと思います。

委員の皆様、他にはございませんでしょうか。

土居委員、よろしく申し上げます。

【土居委員】 すみません、沼尾委員がおっしゃった点、私もそこは気になってはいるのですけれども、ただ、Go Toキャンペーンではないですが、東京都版のやつを東京都もやっているわけですね。宿泊を促そうと言っている割にはホテル税と言ってしまって大丈夫なのかとか、そこら辺は都庁の中での整合性を我々が気にすることではないので事務局にその辺はお任せします。ですが、整合性は取っていただかないといけないかなとは思っています。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体皆様よろしいでしょうか。御発言、大体オーケーでしょうか。

では、時間が超過をしておりますが、最後に池上会長に今日の議論を含めて全体を総括する形でコメントいただきたいと思います。あと事務局からも、もし回答すべき点がありましたらお願いしたいと思います。

では、池上会長、よろしく申し上げます。

【池上会長】 池上です。

前回に引き続き今回も大変多くの御意見、それから、修正案も含めていただきまして、ありがとうございます。前回、たしか五十、六十幾つのコメント、意見をいただいて、どうなることかと思っていたのですが、修正、修文を重ねて、さらに今、御意見いただきましたので、大枠としてはまとまるものだと思っております。ただ、もちろん、これらの中でそれぞれの意見が食い違うところもございますので、全部取り入れられるということではございませんが、更に今日いただいた意見を含めて文章を修正させていただきたいと思っております。

それから、今、沼尾委員、土居委員からもお話がございました東京都独自の財源確保策ということをご入念かということでございます。コロナ対策ということをご考えた場合に、現実はどうなっているかということ、国は非常に大きな補正予算を組んで、地方創生臨時交付金というものを配って、それで地方は創意工夫を凝らしているいろいろなことをやってください、東京都は東京都でいろいろな基金なども使いつつ、いろいろなことを独自でやっているということ。今はお金を使う側といいますか、現金給付、もしくはサービス給付という形で使う側で、それぞれの工夫を凝らしているという現実があるかと思っております。

では、その財源対策についてです。今はまさにお金を使ってサービスをする側における創意工夫を凝らす時期なのだろうと思っております、お金を集める側についての対策は、より大きな課題として国、もしくは先ほどからお話が出ております国際協調という視点を入れながらやっていくという方が、財源確保という面では重要だと思っております。

ただし、今、お話に出ましたとおり、東京都は東京都で独自の財源確保についての議論を今までやってきておりますので、それとの整合性をどう取るのかということもでございます。その点にも言及できればとは思いますが、もう一回、私も今いただいた御意見を踏まえて読み直させていただきますので、そこを含めてどのように書くことができるのか、考えさせていただきたいと思っております。それを含めて本日いただいた意見を生かして、さらによい答申案として総会へ提出できればと考えております。

それから、答申の端書きのところはまだ書いておりません。今回の答申は本来であれば3年目なので最終答申だったはずなのですが、それが新型コロナウイルス感染症の問題で緊急答申の形になりましたので、その経緯あるいは答申の性格についても述べさせていただきたいと思っております。ただし、私の感想を述べますと、緊急答申と言いつつも、特に行政のデジタル化を含めたところについては現在のみならず中長期的なものを含めた非常にスケールの大きな答申になっているように思っております。そういう意味でもインパクトのある内容になっているのではないかと、皆さんの御意見をいただけてありがたかったと思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

事務局から補足説明とか回答すべき点、ございますか。

【工藤税制調査課長】 委員の皆様からいただいた御意見、改めて会長、副会長と一緒に相談しながら、どのように修正していくかを考えていければなと思っております。ありがとうございます。

一点、医療機関に対する支援税制という点について議論というのは今回、前回を通じてなかなか深まらなかった部分もあると思っておりますので、あえて今回、ここで述べる必要がないという判断も一つあるのかなと思っておりますので、会長と相談した上で恐らく削除する方向がもしかしたら適切なのかなと思っておりますので、そこは御理解いただければなと思っております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

時刻が超過してしまいましたけれども、申し訳ございませんでした。いずれにしても大変熱心に御議論いただきましたこと、感謝申し上げます。

本日、答申素案に対して委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、既に会長、工藤さんからもお答えしたところですが、池上会長、私、それから、事務局を含めて議論して修正案を再び用意したいと思っております。お任せいただこうと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上、答申案として次は総会の審議にかけさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、最後に、事務局から今後の日程について、説明をお願いいたします。

【工藤税制調査課長】 ありがとうございます。

では、答申の取りまとめに向けて、例年どおり総会というのを開催したいと考えております。まだ日程については御通知していないところでしたが、昨日、総会の日程がほぼ決まりまして、この場で大変恐縮なのですが、まずは日程をお伝えしたいと思います。

来月、11月に総会を2回、開催したいと存じております。

まず、第2回の総会は11月9日月曜日を予定しております。

それから、第3回、最後の総会につきまして11月17日に開催したいと考えております。

詳細につきましては、別途御案内させていただきます。この場を借りて日程だけ御報告させていただきます。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参集をいただきまして、本当にありがとうございます。

これもちまして第4回小委員会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。